

令和7年第1回新潟県内3国立大学法人工事入札監視委員会 議事概要

開催日及び場所	令和7年8月5日（火） Zoom会議（一部書面にて継続審議）	
委員	委員長 内山 智絵（内山会計事務所 公認会計士） 委員 高橋 清（高橋空間設計 建築士） 委員 五十嵐 広明（伊津・五十嵐法律事務所 弁護士）	
再苦情対象案件	1件	
建設工事		
一般競争入札 （政府調達に関する協定適用対象工事・業務）	0件	
一般競争入札（上記工事・業務を除く）	1件	
工事希望型競争入札	0件	
通常指名競争入札	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務	0件	
主な意見等	別紙のとおり	
委員会による意見書	別紙「意見書」のとおり	

別 紙

1. 再苦情申立事案の経緯概要について

① 経緯について

工事件名

新潟大学（五十嵐）教育学系D棟（Ⅱ期）・E棟改修機械設備工事

入札方式 一般競争（施工体制確認型）

契約の相手方 長沼冷暖房（株）

令和7年4月15日 入札公告

令和7年5月23日 開札

令和7年6月11日 長沼冷暖房（株）を落札者として決定

令和7年6月18日 （株）蒲原設備工業から非落札理由の説明要求書の提出があった

令和7年6月24日 非落札理由説明書（回答）を（株）蒲原設備工業に送付

令和7年7月 1日 （株）蒲原設備工業から再苦情申立書の提出があった

② 再苦情申立書の概要

非落札理由説明書（回答）に、今回の特別重点調査対象者は、「極めて十分な施工体制の確保を証明するだけの根拠が示されなかったため、施工体制評価点は両評価項目とも0点とした。」と明記があるにもかかわらず、特別重点調査対象者を落札者としているが、適切な評価結果であったか、審議いただきたい。

2. 審議概要

主な意見等	意見への対応
<ul style="list-style-type: none">・非落札理由説明要求に対する回答が分かりづらかったように思う。・施工体制評価点が両評価項目とも0点で落札となったことについて、0点は欠格ということではなく、加点できるだけの極めて十分な施工体制の確保を証明するだけの根拠が示されなかったという説明があったが、委員長提出の意見書（素案）の「2（1）施工体制確認に係る審査・評価について」の記載が分かりづらいので修正すべきではないか。・意見書（素案）の「2（2）特別重点調査について」において、本工事は本年7月末まで行われていた教育学系D棟Ⅰ期工事に引き続いたⅡ期工事であり、本工事の落札者は同Ⅰ期工事の受注者であったため、価格を低減できたことを明記したが、一部適切ではない表現があるため、修正すること。	<ul style="list-style-type: none">・ご指摘のとおりで、十分とは言えない内容だった。・意見書（素案）の「2（1）施工体制確認に係る審査・評価について」の記載を一部修正する。・適切ではない表現については修正する。

別 紙

<p>・本件は、本工事のⅠ期で受注した業者が落札者となったが、Ⅰ期工事とⅡ期工事は、別工事と考え、Ⅱ期工事のみを受注する場合に発生する費用をすべて改めて適切に積算することが、「工事の施工に必要となるすべての費用を適切に計上する」ことにならないか。</p> <p>・積算の根拠として、計数的な根拠を十分確認したか。</p> <p>・本件は、本工事のⅠ期を受注した業者が落札者となったが、Ⅰ期のノウハウを活かせることで大幅に価格を下げるのであれば、Ⅰ期を受注していない業者に不利益ではないか。 文部科学省関係機関においては、最低制限価格制度が導入されていないと認識しているが、上記の問題意識から、今後検討を要することを文部科学省担当部署に伝達願いたい。</p>	<p>・低入札価格で入札がされた場合の手続きを定めた「国立大学法人新潟大学契約事務実施細則」において、「いずれかの理由に該当する場合には、契約の内容に適合した履行がなされるものと認めることができる」とされており、入札に付した工事の施工場所において、同種の工事を施工済みであって、機材を転用する積算を否定しているものではない。</p> <p>・必要な日数や人工数など計数的な根拠を確認している。なお、意見書（素案）の当該箇所の一部を修正する。</p> <p>・新潟大学から文部科学省担当部署に伝達することとなった。</p>
--	--

令和7年8月19日

意見書

国立大学法人新潟大学
契約事務等責任者
堀江 直純 殿

新潟県内3国立大学法人工事入札監視委員会
委員長 内山 智絵

株式会社蒲原設備工業（以下、「申立者」という。）から令和7年7月1日に提出された「新潟大学（五十嵐）教育学系D棟（Ⅱ期）・E棟改修機械設備工事」（以下、「本工事」という。）に関する再苦情申し立てについて、本委員会で審議した結果について意見書を提出します。

記

1. 再苦情申し立て（要旨）

- ・2つの施工体制評価項目に係る評価点を0点とした理由が「極めて十分な施工体制の確保を証明するだけの根拠が示されなかった」こととしているにも関わらず、特別重点調査の結果履行できるとした判断が不明
- ・施工体制確認型総合評価落札方式の審査・評価結果が適正であったかどうか

2. 新潟大学の対応について

（1）施工体制確認に係る審査・評価について

本工事は、令和7年4月15日に一般競争入札（簡易型総合評価落札方式・施工体制確認型）として入札公告をしたものであり、施工体制確認に係る評価項目及び評価点等の設定、審査・評価方法については、文部科学省の「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成26年7月10日付け26施企第12号契約情報室長通知）（以下、「平成26年通知」という。）により実施した。

開札後、低入札価格調査の最低基準価格に満たない申し込みに係る価格であった2者に対し、施工体制評価項目の審査・評価のため、施工体制の確保を含め、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあることから、平成26年通知六（二）に基づき同通知別紙1で定める資料（以下、「追加資料」という。）の提出を求めた。

このうち、後に落札者となった者（以下、「落札者」という。）については、平成26年通知六（四）②におけるbに該当することから、審査を特に重点的に行う対象とした。

審査は、平成26年通知二における施工体制評価項目である「品質確保の実効性」及び「施工体制確保の確実性」について行い、落札者から提出された追加資料を確認した上で対面によるヒアリ

ングを実施したところ、資料の不足、内容の不備等はなく、入札説明書等に記載された要求要件は実現できると認められた。一方で、平成 26 年通知六（四）②において、「施工体制が確保されると認める事情が具体的に確認できる場合に限り」加点することとされているが、落札者については加点に値すると判断できるほどの極めて十分な施工体制の確保を証明するだけの根拠が示されなかったため、施工体制評価点を加点しなかった（0 点と評価した）。

（2）特別重点調査について

（1）での審査・評価後、各入札参加者の技術評価点を算出の上、評価値を算出した結果、落札者が落札予定者となったが、落札者の申し込みに係る価格が入札者を直ちに落札者としまいものとすることを定めた国立大学法人新潟大学契約事務実施細則第 15 条及び「低入札価格調査対象工事に係る特別重点調査の試行について」（平成 21 年 3 月 31 日付け文科施第八千四十五号文教施設企画部長通知）（以下、「平成 21 年通知」という。）一（一）②に該当することから、特別重点調査を提出された資料の確認と対面での特別重点調査ヒアリングにより実施した。

調査は平成 21 年通知三に掲げる 15 項目について重点的に確認した。特に、安価であった空調機器については直近の同様の工事で購入した実績があることや配管及び撤去工事において自社労務者を従事させること、今回計上した共通費が合理的であることなどを確認するとともに、他の項目についても問題ない旨を確認した。

なお、本工事は本年 7 月末まで行われていた教育学系 D 棟 I 期工事に引き続いた II 期工事であり、本工事は同 I 期工事の受注者であった。このため、I 期工事で得た本建物に関する施工ノウハウを活かし、工数の削減や I 期工事で使用した資材等の転用などを図ったことが、共通仮設費や現場管理費を低減できた理由と考えられると判断した。また、平成 21 年通知三（22）における誓約書が必要な案件には該当しないが、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることはしないこと、万が一、不足額が生じた場合は、落札者が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとする旨の誓約書の提出があった。

以上のことから、国立大学法人新潟大学契約事務実施細則第 16 条第 1 項第 1 号、4 号及び第 6 号に該当することにより入札価格が低廉となったと認められ、同条第 2 項により契約の内容に適合した履行がなされるものと認め、落札者として決定したものである。

3. 本委員会意見

本委員会では、新潟大学が各通知や落札者が提出した資料等に基づき、施工体制確認に係る審査・評価及び特別重点調査を実施したことを確認した。そのため、新潟大学の対応については適正であると判断する。

なお、申立者による令和 7 年 6 月 18 日非落札理由説明要求に対する新潟大学の回答については、施工体制確認に係る審査・評価に関してのみ言及していたことから、十分な回答であったとは言い難い。そのため、今後の同様の事案においては丁寧な回答することを心がけるよう意見を付す。

以上